

住民基本台帳 カードのお知らせ



※申請から受け取りまで約2週間かかります。

◆申請先・問い合わせ／役場住民課町民係 (1階①番窓口☎485-2111内線124)

住民基本台帳カード(通称:住基カード)は、氏名・住所などを記録したICカードです。さまざまな場面で本人確認書類の提示を求められることが多くなっていますが、この住基カードには顔写真が付いていますので、運転免許証と同様に公的な本人確認書類として使用できます。

また、この住基カードを利用すると電子申請(e-Tax)による税申告もできます。

申請の際には、印かん、本人確認書類(運転免許証・パスポート・身体障害者手帳は1点、保険証・年金手帳・診察券・通帳・キャッシュカードなどの場合は2点)が必要になりますので、持参してください。

なお、顔写真は申請時に撮影します。

◆有効期間／10年間 ◆交付手数料／500円

所得税の確定申告は 国税電子申告・納税システム(e-Tax)を

◆e-Taxを利用するメリット

- 国税庁ホームページから電子申告
自宅のパソコンから国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください)
- 最高4,000円の税額控除
平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付けて申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円(平成24年分については、最高3,000円)の控除を受けることができます(平成19年分から24年分の間でいずれか1回)
- 添付書類の提出省略
所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票などはその記載内容(病院などの名称・支払金額など)を入力して送信することにより、これらの書類の提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から3年間、税務署からの書類の提出または提示を求められることがあります)
- 還付金がスピーディー
e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)
- 24時間いつでも利用可能
所得税の確定申告期間は24時間e-Taxの利用が可能です。

◆e-Taxを利用する前に

- e-Taxを利用する場合には、事前に電子証明書(書面取引による印鑑証明書に代わるもの)の取得が必要となります。e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページで確認してください。
- 電子証明書がICカードで発行される場合は、ICカードリーダーライタなどが必要となります。
- 電子証明書およびICカードリーダーライタなどは、有料です。具体的な取得方法や費用については、各電子証明書の発行機関へお尋ねください。なお、電子証明書をすでに取得されている方は、電子証明書の有効期限切れに注意してください。「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。

■問い合わせ／

- e-Taxヘルプデスク(☎0570-015901)
- e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

介護保険料の滞納に 注意してください

介護保険制度の仕組みは、医療保険制度と同じです。保険料を納めていただくことで、原則1割の自己負担で介護サービスを受けることができ、自己負担額が高額になったときに払い戻しを受けられます。介護保険料の滞納がある方は、分納などの相談を受け付けていますので、下記に連絡してください。

★滞納がある場合サービス利用料の自己負担額は…

	滞納が無い方	滞納がある方	2年以上滞納が続いている方
介護サービス費 (制限内容)	1割負担で 利用できます。	全額負担した後に申請すると 後日9割分が戻ります。 一部は保険料に充てられます。	3割負担になり、自己負担が高額に なっても払い戻しがありません。
高額サービス費	申請できます。	申請できます。ただし、一部 は保険料に充てられます。	申請できません。
その他		介護保険料の滞納が無くなるまで制限があります。制限を受けたサービス利用料と保険料を同時に支払うことは経済的にも大きな負担です。できるだけ早いうちに完納しましょう。	



介護サービスは、加齢によって利用するだけではありません。今は元気に暮らしていても突然の病気やけが、事故の後遺症でサービスを利用することもあります。介護保険料は「自分に返ってくるもの」として考え、納め忘れが無いようにしましょう。

※高額サービス費…1カ月に利用したサービス利用料の1割負担額の合計が高額になった場合、申請により限度額を超えた分が払い戻しされます。限度額は所得や課税状況により15,000円から37,200円の間で設定されています。

★自己負担額の比較の例

- ヘルパー支援やデイサービスなどを利用し、月額260,000円の利用料が発生した場合
- 課税状況などにより、限度額が15,000円で高額サービス費対象となる方

滞納が無い方	滞納がある方	2年以上滞納が続いている方
260,000円の一割負担=26,000円 高額サービス費を申請し、15,000円 を超える分11,000円の払い戻し。	260,000円を一度全額負担。 9割分234,000円を払い戻し、一部 は保険料へ充てられます。 高額サービス費を申請し、15,000円 を超える分11,000円の払い戻し。	260,000円の3割負担=78,000円

★第5期標茶町高齢者保健福祉・介護保険事業計画の策定について

本町では、これまでの介護保険の実績を踏まえ、これから3年間（平成24～26年度）の標茶町介護保険事業の計画の策定を進めています。来年度からの介護保険料の金額もこの計画に沿って算定されます。11月に標茶町福祉施策検討委員会の委員委嘱が行われ、今後も計画の内容を審議していきます。



○問い合わせ／役場住民課介護保険係（1階④番窓口☎485-2111内線138）